

[労働保険・社会保険手続]

労働者を採用する場合、労働・社会保険に加入する必要があります。社会保険の場合は強制加入でない事業所もありますが、せっかく入った保険をうまく活用できていない場合、もしくは申請忘れが起こることもしばしばとされます。専属の事務の方がいらっしゃるとしても一生に一度しか行わない手続きも多々あります。そのような手間を省き、よりよい保険の活用をアドバイスするのが社会保険労務士です。資格取得から、各種給付金の申請（労災含む）を行い、また、退職後もより効率的に保険が活用できるようにアドバイスもいたします。

○ 労働保険新規手続

○ 社会保険新規手続

○ 上記保険の給付の手続

※労働保険の場合（労災、育児休業給付金等々）

※社会保険の場合（出産手当金、傷病手当金等々）

優秀なスタッフが迅速、丁寧に対応致します。

